

南区地域公共交通検討会議開催要綱の改正について

1 改正理由

『にいがた都市交通戦略プラン』と各区における地域交通の実情を照合し、各区での具体的な行動計画を策定するにあたり、各区の目指す方針と戦略プランに定める基本方針など8区統一することとし、所掌事務の一部及び事務局、別表1を改正

2 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(開催)</p> <p>第1条 <u>持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、南区のまちづくりと連携し、地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について、市民や関係者との協働により検討するため、意見交換を行う場として、南区地域公共交通検討会議（以下、「検討会議」という）を開催する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(2) <u>段階的なバス路線の再編や交通結節機能の強化など具体的な交通施策等に関する事項</u></p> <p>(3) その他検討会議が必要と認める事項</p> <p>第3条～第4条 (略)</p>	<p>(開催)</p> <p>第1条 <u>新潟市における持続可能な公共交通体系の構築に向けて、南区の地域公共交通のあり方や全市的なバス路線の再編等について検討するため、関係者が意見交換を行う場として、南区地域公共交通検討会議（以下、「検討会議」という）を開催する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>BRT 導入をはじめとした全市的なバス路線再編に関する事項</u></p> <p>(3) <u>国道8号のバスの走行環境及び利用環境の改善等に関する事項</u></p> <p>(4) その他検討会議が必要と認める事項</p> <p>第3条～第4条 (略)</p>

(事務局)

第5条 検討会議に事務局を置く。

2 検討会議の事務局は、南区役所地域総務課、都市政策部都市交通政策課の2課で構成し、検討会議の運営にあたる。

第6条 (略)

(附則)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表1

南区地域公共交通検討会議構成員

南区自治協議会選出委員
関係住民バス運営団体
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局(輸送・監査担当)
新潟県新潟南警察署
新潟県ハイヤー・タクシー協会下越南部地区
新潟交通株式会社乗合バス部
新潟交通観光バス株式会社
その他交通事業者
新潟市都市政策部都市交通政策課長
新潟市南区役所地域総務課長
新潟市南区役所建設課長

(事務局)

第5条 検討会議に事務局を置く。

2 検討会議の事務局は、新潟市都市交通政策課、新潟市南区役所地域総務課で構成し、検討会議の運営にあたる。

第6条 (略)

(附則)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

南区地域公共交通検討会議構成員

南区自治協議会選出委員
関係住民バス運営団体
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局(輸送・監査担当)
新潟県新潟南警察署
新潟県ハイヤー・タクシー協会下越南部地区
新潟交通株式会社乗合バス部
新潟交通観光バス株式会社
新潟市都市交通政策課長
新潟市南区役所地域総務課長
新潟市南区役所建設課長